

町営住宅入居者募集

- 町では、次のとおり町営住宅の入居者を募集します。町営住宅には次の二種類があります。
- ・【災害公営住宅】に入居申し込みできる方は、東日本大震災により住宅を滅失（流失）した方で、現在、住宅に困っていることなどの条件があります。
 - ・【町営住宅】に入居申し込みできる方は、月額所得が158,000円を超えない方で、現在、住宅に困っていることなどの条件があります。
 - ・募集期間は、5月2日(月)から13日(金)までです。
 - ・家賃は、部屋の広さや所得（入居者全員分）により異なります。
 - ・申込者数が、募集戸数を超える場合には、抽選となります。
 - ・入居可能予定日は、6月23日(木)です。



問い合わせ 建設課建設総務係 ☎46-1377

◇募集住宅

【災害公営住宅】

住宅名	部屋タイプ	募集戸数	入居者人数
町営入谷復興住宅	4DK(戸建)	1戸	4人以上
町営名足復興住宅	3DK(戸建)	1戸	3人以上
	4DK(戸建)	2戸	4人以上
町営伊里前復興住宅	2K	3戸	1人以上
	2DK(車いす住戸)	2戸	1人以上
	3DK	1戸	2人以上
	3DK(戸建)	4戸	4人以上
	3DK(戸建)(車いす住戸)	1戸	4人以上
	4DK(戸建)	2戸	6人以上

住宅名	部屋タイプ	募集戸数	入居者人数
町営戸倉復興住宅	2K	1戸	1人以上
	2DK	7戸	1人以上
	2DK(車いす住戸)	2戸	1人以上
	3DK	1戸	2人以上
	3DK(戸建)	5戸	4人以上
	4DK(戸建)	2戸	6人以上

【町営住宅】

住宅名	部屋タイプ	募集戸数
町営伊里前住宅	3K	1戸

年金相談会の開催について

各種年金相談は、石巻年金事務所や気仙沼出張相談所で行うことができますが、南三陸町からは遠方となります。そのことを受け、今年度も下記のとおり南三陸町役場を会場に年金相談会が開催されますので、ご利用ください。※相談は予約制になります。(予約電話 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115)

◇開催日時 (開催回数：年6回)

開催日	受付時間		備考
	午前	午後	
5月11日(水)	10:00~12:00	13:00~15:30	予約制
7月13日(水)			
9月14日(水)			
11月9日(水)			
平成29年1月11日(水)			
平成29年3月8日(水)			

◇開催場所 役場1階相談室

◇主な相談内容

- ・年金に関する相談や手続き（老齢年金・遺族年金等）再交付申請等。
- ・年金記録や「年金定期便」に関する相談等。

◇持参するもの

年金手帳、年金証書、国民年金保険料納付書等の基礎年金番号がわかるもの。代理人の場合には、委任状と運転免許証等本人確認ができる書類が必要です。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

起業化計画を募集します

起業支援補助金制度

「起業支援補助金」は、地域資源を活用して新たに事業を開始しようとする方を支援する補助制度です。補助金の交付を受けようとする方は、起業化計画の募集に応募し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

募集への応募要件

- 次の全ての要件を満たすことが必要です。
- ・町内に住所及び活動拠点を有する個人、団体または法人であること。
 - ・フランチャイズチェーンに加盟していない方であること。
 - ・町税等を滞納していない方であること。

補助対象事業

- 次の全ての要件を満たすことが必要です。
- ・新たに開始する事業であること。
 - ・（既存の事業者が新たに他の業種の事業を開始する場合を含む。）地域の資源（人材、技術力、原材料等）を活用して行う事業で、地

- ・域課題の解決等、町の活性化に資すると認められる事業であること。
- ・継続が見込まれる事業であること。
- ・宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業でないこと。

補助対象経費

- ① 開業準備経費
 - ・ 起業に向けたマーケティング・リサーチ、研修、法人登記等に要する経費。
 - ② 施設設備費
 - ・ 事業所の整備工事費、設備・機械等の購入経費。
 - ・ 土地、建物、設備・機械等の借入経費（対象期間は12カ月以内）。
 - ③ 運営経費（対象期間は12カ月以内）
 - ・ 技術導入経費、広告宣伝経費、その他運営に必要な経費。
 - ④ 雇用経費（対象期間は12カ月以内）
 - ・ 雇用者（雇用保険加入者に限る。）の人件費（役員、家族を除く）。
- ※①～④のうち、他の補助制度から補助金等を受けたものがある場合は、その経費は除きます。

補助額

補助対象経費の2分の1以内の額

補助限度額

300万円

※①開業準備経費及び②施設設備費は200万円を上限とし、③運営経費及び④雇用経費は100万円を上限とします。

応募方法等

起業化計画書を提出していただき、町の起業化計画認定審査会において認定された事業に対して補助金を交付します。

- ・ 起業化計画書提出期限 6月30日(木)午後5時
- ・ 起業化計画書提出先 産業振興課商工業立地推進係

※起業化計画の募集に応募した方には、起業化計画認定審査会に出席していただきます。審査会の日程等は、あらかじめお知らせいたします。提出書類や不明な点については問い合わせください。

（町ホームページから「起業化計画書」の様式をダウンロードすることができます。）

◇問い合わせ

産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378

経済センサス —活動調査が始まります

「平成28年経済センサス—活動調査」は、すべての産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を地域別に明らかにするものであり、国の法律により回答が義務づけられています。

今回の調査から、インターネットを利用して回答ができるようになりました。5月20日(金)からインターネット回答用書類を各事業所に配布しますので、ぜひ、ご利用ください。インターネットを利用されない場合は、同封の調査票でのご回答をお願いします。調査票については6月1日(水)以降に調査員もしくはは役場へ提出ください。

問い合わせ 企画課企画情報係 ☎46-1371